

いきいき和気給食特区

都道府県名：

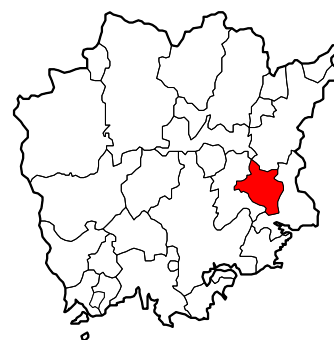
岡山県

申請主体名：

和気町

区域の範囲：

岡山県和気郡和気町の全域



特区の概要：

和気町では、幼児数の減少により、就学前教育の充実と小学校へのスムーズな移行を目的に、適正規模の集団生活を行い、心身の健全な育成を図るために幼・保一体化を目指している。そこで、本特例措置を活用し、佐伯保育所で行う調理業務のうち、3歳児～5歳児の給食については、和気町立学校給食調理場からの搬入方式とする。これにより幼児期からの小・中学生までの一貫した「食育」に取り組み、地元農産物を利用することにより地産地消を推進する。

適用される規制
の特例措置：

・ 公立保育所における給食の外部搬入容認

